平成２１年（フ）第１１２１３号
東京都中野区弥生町１丁目48―５―301
債務者　大竹　克尚
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２１６号
東京都葛飾区東立石３丁目８―12
債務者　三枝　一夫
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２１７号
埼玉県富士見市山室２丁目23―40
債務者　松本　麻美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２１８号
山口県熊毛郡平生町大字佐賀2032―３
債務者　清地　敦子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２２０号
神奈川県横浜市戸塚区下倉田町1204　吉原第３ハイツ202
債務者　大川ゆみ子（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２３２号
東京都世田谷区玉川台１丁目13―２―102
債務者　保科　律子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２４４号
愛知県名古屋市中区富士見町３―７―５Ｂ
債務者　井上ジョシュアこと　イノウエ　レンジョシュア　ジョナサン　ジャン　ピエール
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２４７号
愛知県岡崎市竜美中１丁目２　第２菱風寮
債務者　福島　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２５３号
沖縄県名護市字宇茂佐1058―605
債務者　茂木　光子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２５４号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目３―８―506
債務者　中川　竜治
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２５６号
東京都清瀬市中清戸４丁目847―７―402
債務者　三浦　正美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２５８号
茨城県守谷市本町32―122　県営５―２―１
債務者　藤本ゆかり
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２７号
青森市金沢２丁目23番３号
債務者　水嶋　広美
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１６号
横浜市南区中村町４丁目274番地６　ダイアパレス千歳407
債務者　清水　　実
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５５２号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地７―８―204新井方
債務者　丹野　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５８８号
東京都町田市鶴川５丁目４番地13の103
債務者　宮腰　　隆
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部